

里山ファン活動支援事業補助金の運用に関する Q & A

令和3年4月1日更新

Q1：里山ファン活動とはどのような活動ですか？（どのような活動に補助金を交付するのですか？）

A： 中山間地域を有する地区と中山間地域以外の地区の住民等が、中山間地域に興味や愛着を持ち、里山の恵みや魅力を共有しながら、協働で中山間地域のコミュニティを担う活動です。

中山間地域において活動するもので、中山間地域の課題解決となる活動、または、中山間地域の地域資源活用で双方の課題解決になる活動です。

Q2：具体的にどのような活動ですか？

A： 中山間地域の課題解決として、令和2年度には、遊休荒廃農地を活用した農業体験、里山環境の保全や有害鳥獣対策のための竹林整備やタケノコ採り、その他、雪かき道場、大学生を対象とした関係人口創出などの事業が行われました。

地域資源を活用した双方の課題解決としては、担い手不足により実施が困難になってきた中山間地域の「祭りへの参加」を通じた、中山間地域とそれ以外の地域双方の伝統文化の継承などが考えられます。

Q3：補助金額は？

A： 補助対象経費の10分の10以内、10万円が限度です。

ただし、申請（交付決定）額が予算額に達した時点で受付を終了しますので、ご注意ください。

Q4：補助対象団体は？

A： 住民自治協議会と市内に拠点を置くNPO法人です。

住民自治協議会は、事業ごとに中山間地域とそれ以外の地域の双方を対象とします。

NPO法人が行う事業は、参加者が10人以上であることが必要です。

Q5：中山間地域の住民自治協議会で企画・実施する事業を、中山間地域以外の地域に拠点を置くNPO法人が参加者を募集して実施した場合、住民自治協議会とNPO法人の両方が補助対象となりますか？

A：住民自治協議会とNPO法人の両方を対象とすることが可能です。
ただし、NPO法人は参加者が10人以上の場合に限ります。

Q6：中山間地域以外の住民自治協議会の移動のためのバスの借り上げ料は、補助対象になりますか？ また、中山間地域側でその経費を申請することは可能ですか？

A：移動のためのバスの借り上げ料は、補助対象経費と考えられます。
また、中山間地域とそれ以外の地域のどちらで申請いただいても構いません。ただし、双方で申請する経費が重複しないように注意してください。

Q7：1つの住民自治協議会で2事業以上の申請をすることは可能ですか？

A：可能です。
別の事業を行う場合や、同じ内容の事業でも、日を変えて別の団体と実施する場合、申請することが可能です。

Q8：田植え体験と稲刈り体験は2事業として取り扱えますか？

A：同一の団体で農業体験を実施する場合、田植えと稲刈り、収穫祭は、時期は異なりますが、一連の農業体験とみなし、1事業として取り扱うことになります。

Q9：例えば、篠ノ井信里（中山間地域）と信里以外の篠ノ井地区の住民が事業を実施した場合、補助金の対象となりますか？

A：補助金の対象とはなりません。
中山間地域の地区とそれ以外の地区の住民が同一の地区となる事業は、補助対象とはなりません。

Q10：リンゴの葉摘み体験と施設見学を同時に実施する場合、両方の経費を補助対象として構いませんか？

A：リンゴの葉摘みについては、中山間地域の課題解決に当たると考えられますが、施設見学は、単独では地域の課題解決とは考え難いので、補助対象とはなりません。

ただし、施設見学がリンゴの葉摘み体験と同一の事業とみなされる場合は、両方の経費を補助対象として申請することは可能です。

Q11：補助金を申請するにあたって、団体に別会計を設ける必要はありますか？

A：基本的には補助金交付のために特別会計を設ける必要はありません。

実績報告に関する事業の収支決算、経費の支出を証明する書類と、団体の会計に係る通帳との支出金額の一致などが容易に分かる状態であれば結構です。

Q12：中山間地域の住民自治協議会が、地元の大学と実施する事業も対象になりますか？

A：大学生を中山間地域以外の市民と捉えることができ、中山間地域の住民自治協議会の地域課題に、その地区と協働で解決に当たる活動であれば、事業の対象となります。ただし、この場合の申請者は、中山間地域の住民自治協議会のみとなります。

Q13：平成30年度で終了した地域間交流事業補助金との違いを教えてください？

A：地域間交流を主体としていた地域間交流事業と違い、中山間地域と中山間地域以外の市民が協働で課題解決に当たる事業です。申請時点で課題を挙げ、事業完了後に、解決した内容を報告してもらう事業となっています。

Q14：中山間地域以外の住民自治協議会、NPO法人及び市民の参加条件を教えてください？

A：中山間地域と中山間地域以外の市民が協働で課題解決に当たる事業ですので、中山間地域のみでの事業とならないよう、中山間地域以外の地域の参加者が、半数以上になるようにしてください。なお、中山間地域以外の地域の参加者数は、概ね10人以上を目安としてください。